

1 - 1 調査事項の変更 (2)

【調査事項の削除】

[変更内容] 報告者負担の軽減を図る観点から、把握する必要性が相対的に低下した以下の3事項を削除

調査事項	[調査実施者の認識]
子の有無及び居住地【調査票A】 (※60歳以上の報告者が記入対象) (調査票新旧対照表 P.1)	子の有無や子の居住地の違いによる生活時間の配分に大きな差異はみられない。
ふだんの片道の通勤時間【調査票A】 (調査票新旧対照表 P.2)	1日の生活時間の配分についての調査事項の中でも別途、通勤時間を把握している。
ふだんの自分の用途での携帯電話やパソコンの使用の有無【調査票B】 (調査票新旧対照表 P.7)	携帯電話やパソコンの使用が一般的となっている状況において、使用の有無のみを把握する必要性や有用性は低い。

[論点] 統計ニーズ等に照らして、削除することは妥当か。

1 - 1 調査事項の変更 (3)

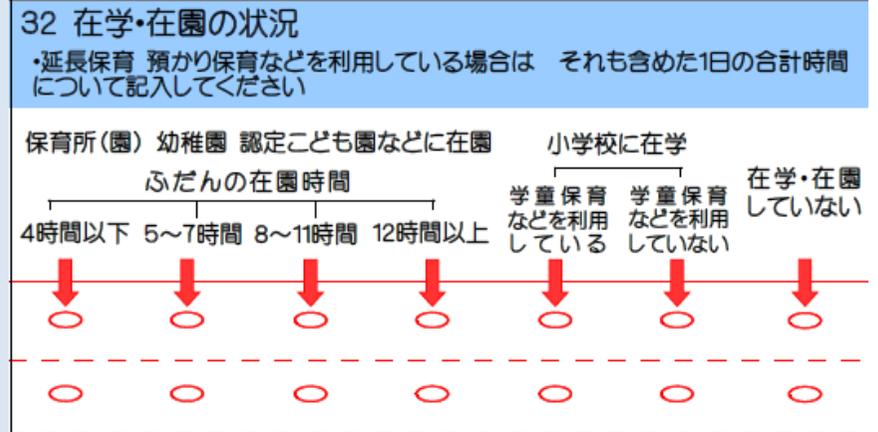
【その他】

[変更内容] 近年の社会経済情勢の変化への対応、報告者負担の軽減等の観点から、選択肢の変更、回答事項の簡素化等を実施

(例) ○ ふだんの健康状態を把握する調査事項について、調査対象を有業者のみから無業者にも拡大(調査票新旧対照表 P.2)

○ 保育所(園)や幼稚園での延長保育や預かり保育を含めふだんの在園時間を把握するよう変更(調査票新旧対照表 P.6)(右図参照)
(従来は延長保育等の利用の有無のみを把握)

[論点] 統計ニーズ等への的確な対応、報告者による正確な記入の確保等の観点から、変更内容は妥当か。



1 - 2 調査方法の変更

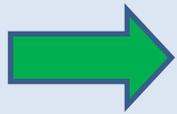
【オンライン調査の全面導入】

[現状]

前回調査(平成23年調査)において、従来の調査員調査に加え、初めてオンライン調査を導入。前回調査では、その効果や導入に伴う事務負担を検証するため、報告者数が少ない調査票B^(注)に限定して導入

(注) 前回調査では、調査票Aは約78,000世帯(世帯員約184,000人)、調査票Bは約5,000世帯(世帯員約10,000人)を対象に実施した。

[変更内容]



調査票Bだけでなく、調査票Aについてもオンラインによる報告^(注)を可能とし、全ての報告者を対象に導入する。

(注) 政府統計共同利用システムを利用した報告(HTML形式)

[論点]

- ① 前回調査におけるオンライン調査の実施状況を十分検証し、その結果を踏まえたものとなっているか。
- ② オンライン調査の円滑な導入・推進とともに、オンラインによる回収率向上を図る観点から、適切な方策を講じることとしているか。
- ③ 調査員や都道府県の業務負担の軽減を図る観点から、適切な方策を講じることとしているか。

2 前回答申時の課題への対応

前回答申^(注)において、「今後の課題」として、以下の検討課題が指摘されている。

(注) 「諮問第28号の答申 社会生活基本調査の変更について」(平成23年1月26日付け府統委第10号)

今後の課題

- 調査環境の変化に的確に対応しつつ、調査の円滑な実施を確保するため、調査票の提出方法の多様化について検討を行う必要がある。



総務省統計局における対応状況について、部会で確認

3 基本計画との関係

基本計画^(注)において、総務省に対し以下の事項が指摘されている。

(注) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」 (平成26年3月25日閣議決定)
別表「第2 公的統計の整備に関する事項」部分
項目3 (2) 「人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備」

基本計画における指摘事項

- 欧州統計家会議 (CES) による「生活時間調査に関するガイドライン」 (Guidelines for Harmonizing Time-Use Surveys) の内容を精査し、社会生活基本調査 (基幹統計調査) の調査計画の検討に活用する。
⇒ 平成28年調査の企画時期までに結論を得る。



総務省統計局における対応状況について、部会で確認